

ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための  
緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業） Q & A

令和5年11月6日

I 総論

（問1）本事業の趣旨、概要を知りたい。

（答1）本事業は、令和5年8月24日より開始されたALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、水産業を特定の国・地域依存へ分散するための緊急支援を実施します。

具体的には、水産物の新たな需給構造構築に向けて、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化を支援します。水産業の新たな需給構造を構築することを通じて、ALPS処理水関連の禁輸措置による影響を乗り越え、持続的・安定的に水産業のなりわいや事業が継続できることを目的として、補助金を交付します。

（1）人材活用等支援（補助率：定額）

- ・ 作業員獲得経費（作業員募集広告費、就業説明会開催費、技術習得指導員派遣費等）
- ・ 新たに雇用した作業員に係る人件費（上限1人月あたり5万円）
- ・ 新たな又は追加の作業に係る人件費（上限1人月あたり3万円）

（2）機器導入等支援（補助率：2/3以内）

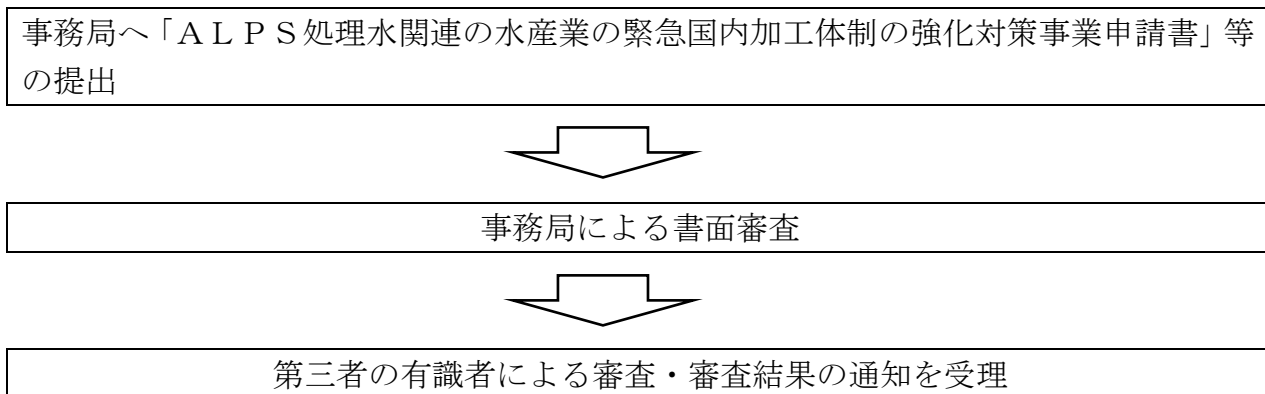
- ・ 機器導入費用（自動選別機、洗浄機、自動殻むき機、トンネルフリーザー、原貝自動供給システム、魚肉採取機、オートヘッダー、フィレマシーン、ミートほぐし機、深絞り充填機等の導入に必要な経費）

※ 事務局における第三者委員会で、当該設備の導入・本事業の活用によって、ALPS処理水に関連して輸入規制を強化した特定国・地域への依存を分散することに寄与するかどうかを確認します。

（例：①輸入規制を強化した国・地域において実施していた加工プロセスが中断されたことに対応するために、国内で同様のプロセスを強化する、  
②新たな海外販路を獲得することに資する加工能力を向上する、  
③新たな販路開拓までの時間を稼ぐための一時買取・保管を効率的に実施できるようになる、等）

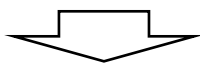
（問2）事業実施に係る手続きフローを知りたい。

（答2）大まかな流れは、以下のとおりです。

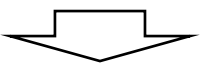


(採択された場合)

事務局へ「ALPS処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金交付申請書」の提出

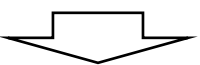


事務局から「ALPS処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る交付決定通知書」を受領



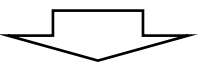
(事業の開始)

事務局へ(随時)「ALPS処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る補助事業状況報告書」の提出

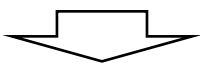


(事業の終了)

事務局へ「ALPS処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る補助事業実績報告書」の提出



事務局から「ALPS処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る補助金確定通知書」を受領



事務局へ「ALPS処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る補助金精算払請求書」の提出



補助金の受領

## II 事業対象関係

(問3) 事業の対象となる水産物とは。

(答3) 大きく2つに分かれます。

- ・ ほたて、なまこ

(ALPS処理水の海洋放出以降輸入規制強化を実施した一部の国・地域への輸出量が国内生産量に占める割合が大きく依存度が高い品目のため)

- ・ 事務局における第三者委員会で審査し認められる品目

条件：輸入規制強化の対象となった品目のうち、当該申請者又は当該申請者が取り扱う対象品目の生産者若しくは生産者が組織する団体にとって、販売量又は販売額に占める輸入規制強化を行った国・地域(対象国：中国、香港、ロシア、マカオ)への輸出量又は輸出額の割合が高く(2割以上)、かつ年間の販売額が100万円以上の品目。

(問4) 「輸入規制強化を行った国・地域」について、具体的にはどこを指すのか。

(答4) 公募開始日時点では、中華人民共和国、香港、マカオ、ロシア連邦になります。

(問5) 具体的にどのような場合が対象となるのか。

(答5) 以下の3パターンとなります。

- ・ 従来取扱品目がほたて、なまこであって、かつALPS処理水に関連して輸入規制を強化した特定国・地域への依存を分散することに寄与する効果がある事業
- ・ これまでほたて、なまこを扱ってこなかった事業者が、ALPS処理水に関連して輸入規制を強化した特定国・地域への依存を分散することに寄与する効果がある事業として、新たにほたてやなまこの加工を行う場合も対象
- ・ ほたて、なまこ以外の品目であっても、会社全体(部門別も可)に対し、2割以上の輸出依存度があり、かつ年間販売額100万円を超える品目であれば対象。

(問6) 「人材活用等支援」の人件費の対象を知りたい。

(答6) 「新たに雇用した作業員に係る人件費」

対象品目の加工に従事する作業員を新たに雇用した場合、1人あたり月に5万円を上限として補助するものです。

「新たな又は追加の作業に係る人件費」

対象品目の加工に関し、従来の作業の他に追加で対象品目の加工を行った場合、1人あたり月に3万円を上限として補助するものです。

(問7) 事業の開始日はいつが基準となるのか。

(答7) 交付決定後以降が基本です。ただし、輸入規制強化処置に対応して早期の事業実施が必要な場合には、申請以前の取組についても支援を検討しております。そのような場合は、早めにご相談ください。

遡及対応の場合：事務局が認めた場合、交付決定前に実施済み又は実施中の経費についても、原則、令和5年8月24日以降に限り、対象となりますが、早期の事業実施が必要となった理由を具体的に説明していただく必要があります。

### III 取組内容関係

(問8) 「人材活用等支援」において、申請者が該当国における通関業務の遅延等の理由により放出前から国内での製造強化を目的として人員補充を行っていた。その場合の対象はどちらになるのか。

(答8) 令和5年8月24日以前に補充され、今回申請を行いたい場合は「新たな又は追加の作業に係る人件費」が対象となり、追加で作業を行った分が対象となります。また、令和5年8月24日以降に雇用、または新たに雇用契約を取り交わした場合は「新たに雇用した作業員に係る人件費」が対象となります。

(問9) 「人材活用等支援」の人件費の計算はどうすればよいのか。

(答9) 出勤簿は既にあると思慮します。作業日報で、誰が何時から何時まで対象品目、たとえばホタテの殻剥きに従事したという証拠書類が必要となります。

新たに雇用した者が対象品目の加工のみに従事する場合は、時給単価を算出いただき、そ

の単価に実労働時間をかけた額が対象となり、給与明細で5万円を超えた場合は5万円の補助となります。

追加の作業の場合も同様に時給単価を算出いただき、その単価に実労働時間をかけた額が対象となりますが、上限が3万円となります。

(問 10) 日雇い等の日給の場合はどうなるのか。

(答 10) (答 9) と同様に作業日報を作成してください。時給に作業時間に時給を乗じた金額が対象となります。日雇いの場合は、「新たに雇用した作業員に係る人件費」扱いとなり、上限5万円の補助となります。

(問 11) 派遣職員やパート等、期間従事者はどうなるのか。

(答 11) 何れも新たな雇用契約を取り交わした時点でそれ以後は、「新たに雇用した作業員に係る人件費」扱いとなり、上限5万円の補助となります。

(問 12) 従業員を募集し、遠隔地の者を採用した。雇用先までの旅費は対象となるのか。

(答 12) 人件費が対象となるため、対象になりません。

(問 13) 機器整備において、事業期間内に設置が不可能となった。その場合、期間の延長は可能なのか。

(答 13) 決められた事業期間内に設置及び機器代の支払いが完了していない場合は、原則、当事業の対象とならず、補助金のお支払いができません。予めご懸念点あれば申請前にご相談ください。

(問 14) 機器整備に必要な費用について、事前に補助金を支払ってもらうのは可能か。

(答 14) 補助金の支払いについては、原則、事業完了後の実績報告書及び精算払請求書をもってお支払いすることになります。それまでの当事業に係る経費や機器代等は、申請者の借入金を含めた自己資金で賄っていただくこととなります。